

平成 30 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ながの東急百貨店
代表者名 取締役社長 楠野 創
(コード：9829 東証 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役
業務本部長 根岸 健一
(TEL 026-226-8181)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 18 日開催予定の第 60 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する取組みを進めています。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成 30 年 8 月 1 日をもって、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、証券取引所が望ましいとしている適正な投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を維持するため、当社株式について 10 株を 1 株に併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成30年8月1日をもって、同年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様が所有された株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 本株式併合により減少する株式数

本株式併合前の発行済株式総数(平成30年1月31日現在)	9,645,216株
本株式併合により減少する株式数	8,680,695株
本株式併合後の発行済株式総数	964,521株
本株式併合後の発行可能株式総数	2,900,000株

(注)「本株式併合により減少する株式数」及び「本株式併合後の発行済株式総数」は、「本株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値であります。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

⑤ 本株式併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を保有されている株主様416名（その所有株式の合計は473株）が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条の定めによる当社株式取扱規程の定めるところにより、当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができ、本株式併合の効力発生日後は上記④に従い処分代金の分配を受けられます。

(株主数及び所有株式数は平成30年1月31日現在の数値です。)

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,718名 (100.00%)	9,645,216株 (100.00%)
10株未満	416名 (24.22%)	473株 (0.00%)
10株以上	1,302名 (75.78%)	9,644,743株 (100.00%)

(3) 本株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合の内容」に記載のとおり、本株式併合を実施し、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、定款第5条(発行可能株式総数)を変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するため、定款第7条(単元株式数)を変更いたします。

(2) 変更の内容

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、平成30年8月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千9百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>290万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 今後の主要日程(予定)

取締役会決議日	平成30年3月14日
定時株主総会決議日	平成30年4月18日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年8月1日(予定)
本株式併合の効力発生日	平成30年8月1日(予定)

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び本株式併合の効力発生日は平成30年8月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年7月27日となります。

以上

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか?

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか?

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか?

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成30年8月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか?

A 4.

(所有株式数について)

株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成30年7月31日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。なお、株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端株が生じた株主さまに対して端株の割合に応じてお支払いさせていただきます。

(議決権数について)

株式併合によって株主さまの所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、株主さまの議決権数は変わりません。

具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式数
例 1	5,000株	5個	500株	5個	なし
例 2	2,300株	2個	230株	2個	なし
例 3	785株	なし	78株	なし	0.5株
例 4	6株	なし	なし	なし	0.6株

- ① 例 2 及び例 3 では、単元未満株式（効力発生後において例 2 では30株、例 3 では78株）がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買取制度がご利用いただけます。
- ② 例 3 及び例 4 において発生する端数株式数（例 3 では0.5株、例 4 では0.6株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端株の割合に応じて交付いたします。
- ③ 例 4 では、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか?

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか?

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、理論上は株主さまがご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合の結果、株主さまがご所有の株式数は併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 7. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか?

A 7. 今回の併合により株主さまの所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金の総額が変動することはありません。

Q 8. 株主優待に変更はありませんか?

A 8. 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待券の配布基準となる所有株式数を以下のとおりといたします。

【平成30年1月末(現在の配布基準)】

所有株式数	発行枚数
1,000株以上10,000株未満	1,000株ごとに優待券 (100円相当) 50枚
10,000株以上	優待券 (100円相当) 500枚

【平成30年8月1日以降(単元株式数の変更及び株式併合後)】

所有株式数	発行枚数
100株以上1,000株未満	100株ごとに優待券 (100円相当) 50枚
1,000株以上	優待券 (100円相当) 500枚

Q 9. スケジュールはどのようになっていますか?

A 9. 次のとおり予定しております。

平成30年3月14日 取締役会決議日

平成30年4月18日 定時株主総会決議日

平成30年7月27日 100株単位での売買開始日

平成30年8月1日 単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日

Q 10. 株主自身で何か手続きは必要ですか?

A 10. 特段の必要なお手続きはありません。なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取のお手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じてお支払させていただきます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記、株主名簿管理人にお問合せください。

三井住友信託銀行株式会社証券代行部
〒168-0063東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間9:00～ 17:00(土・日・祝祭日を除く)